

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 教員数 |
|--------------------|---|---------------------|-----------------------------------|
| 高等課程 又は 専門課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係 | 八十人まで | 3 |
| | | 八十一人から二百人まで | 3+ $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$ |
| | | 二百一人から六百人まで | 6+ $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$ |
| | | 六百一人以上 | 14+ $\frac{\text{生徒総定員}-600}{60}$ |
| | 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係 | 八十人まで | 3 |
| | | 八十一人から二百人まで | 3+ $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$ |
| | | 二百一人から四百人まで | 6+ $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$ |
| | | 四百一人以上 | 10+ $\frac{\text{生徒総定員}-400}{60}$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係、 教育・社会福祉関係、 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係 | 八十人まで | 3 |
| | | 八十一人から二百人まで | 3+ $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$ |
| | | 二百一人以上 | 6+ $\frac{\text{生徒総定員}-200}{60}$ |

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
 - ロ 第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合